

広島県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十八年四月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道栗谷大野線	廿日市市大野字嵐谷二〇四〇番一地从 から廿日市市大野字嵐谷二〇四〇番一 地先まで	平成一八年三月二十四日